



生活保護業務における不適切な事務処理について

福祉事務所における不適切な事務処理に伴い、生活保護を受給している世帯の一部に対し、生活保護費の過支給が生じました。

今後このようなことが起こらないよう、再発防止に取り組んでまいります。

1 概要

上伊那福祉事務所において、令和3年度、令和4年度に生活保護費の支給額決定に必要な手続きを怠り、生活保護費を過支給する事案がありました。

2 経緯

関係職員の人事異動後、不適切な事務処理が行われていたことが判明。

3 不適切な事務処理による過支給

過支給額 約750万円

(内容)

被保護世帯の収入の把握を怠ったこと等により、生活保護費を過支給したものの。

4 対応

過支給世帯に対する説明と返還手続きを実施しています。

5 事案発生の要因と再発防止策

(1) 事案発生の要因

- ・担当職員が適正な処理を怠ったことや、組織的な管理体制の不備

(2) 再発防止策

- ・生活保護担当職員への実務的な研修の強化、マニュアルの見直し等による業務標準化の検討
- ・生活保護業務における組織的管理の徹底に向けた研修等の実施
- ・本庁担当課による福祉事務所支援・相談体制等の強化 等

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

【問合せ先】健康福祉部地域福祉課生活保護係
担当 手塚、百瀬
電話 026-235-7130（直通）
FAX 026-235-7172
E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp